

# 労働基準広報 No.2193 2025 2/1

## CONTENTS

**特別寄稿** 「キャリア自律とキャリア権」————— 8  
～ゆっくりだが着実な広がりが進む～

### 21世紀ではキャリアが組織による「他律」から「自律」へと移行する！

(法政大学名誉教授・諏訪康雄)

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ ————— 24  
〈第125回〉フリーランスの労災保険への特別加入と  
フリーランス法①

フリーランスも令和6年11月1日  
から労災保険の特別加入の対象に  
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

●フリーランス法Q & A⑦ ————— 38  
就業時間の短縮で減少した  
業務量に相当する報酬の減額は  
不利益な取扱いに該当しない  
(編集部)

●連載 労働スクランブル 第481回 ————— 48  
労組の存在感低迷 組織率16.1%に  
(労働評論家・飯田康夫)

●NEWS ————— 1  
◆ 「労働基準関係法制研究会報告書」がとりまとめに／労政審で検討後8年の通常国会に提出か  
◆ 労災保険の在り方研究会が初会合／適用・給付・徴収を議論し今夏に中間とりまとめ  
◆ 労政審「第201回 雇用保険部会」／令和7年度の雇用保険料率は1000分の1引下げに  
◆ 令和6年「高齢者雇用状況等」／努力義務の70歳までの就業確保措置31.9%に向上  
ほか

●わたしの監督雑感 ————— 22  
高知・須崎労働基準監督署長 井上幹昭  
●本誌読者アンケート ————— 47  
●編集室 ————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

#### 労務相談室

#### 回答者

就業規則等 [就業規則に休日振替の規定ある] 変形週休制できるか ————— 50 弁護士・平井彩  
雇用保険法 [中途採用の者から再就職手当の申出] 採用証明書に事業主証明よいか — 52 特定社労士・松本雄之  
賃金関係 [正社員に支給の年末年始手当を契約社員やパートに不支給] 支給すべきか — 54 弁護士・田島潤一郎